

函館市監査公表第32号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年10月5日

函館市監査委員 山田潤一
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 斎藤明男
函館市監査委員 松宮健治



函 経 経
平成29年 9月28日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	経 済 部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）		
監査等実施期間	平28年7月15日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月30日
調査対象事項名	審議会等の運営状況について		

指摘事項、意見・要望事項

審議会等の構成員の決定については人事課との協議を行うこととなっているが、函館市中心市街地出店促進補助金審査委員会および函館市中心市街地事務所立地促進補助金審査委員会においては、所管部局内のみで構成員を決定しているため、審議会等取扱要領を順守すべきである。

措置内容、対応・考え方

審議会等の構成員決定の際は人事課との協議を行うことを部内で改めて周知したところです。今後も審議会等取扱要領の順守に努めてまいります。